改正後

（損失補償の申請）

**第二条**　法第三条第一項の規定により損失補償の申請をしようとする者は、補償されるべき損失の内容を説明する参考資料を添付して、損失補償申請書を提出しなければならない。

２　［略］

別記　様式第一号

損失補償申請書

年　月　日

申請者の住所
氏　名
（名称）

防衛大臣　殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第三条の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一　損失の生じた漁業の種類 | | | |
| 二　操業区域 | | | |
| 三　漁船の操業制限又は禁止を受けた区域及び期間 | 区　域 | | |
| | 期　間 | 年　月　日から<br>年　月　日まで | |
| 四　漁船の操業制限又は禁止を受けた期間における制限又は禁止がなかったならば通常得られたであろう所得額 | | | |
| 五　漁船の操業制限又は禁止を受けた期間中の漁業経営上の所得額 | | | |
| 六　漁船の操業制限又は禁止による漁業所得上の損失額 | | | |
| 七　その他の通常生ずべき損失の種類及びその金額 | | | |
| 八　補償を受けようとする額 | | | |
| 九　その他参考となる事項 | | | |

備考

一　「操業区域」は、従来現実に操業していた区域を記載すること。

二　「所得額」は、粗収入から直接生産費（雇傭労務費を含む。）を差し引いた額とする。

三　「その他の通常生ずべき損失の種類及び金額」は、漁船の操業制限又は禁止に因り雇傭労務者の被った賃金上の損失等がある場合に、これを具体的に記載すること。

四　行政庁の許可に基いて漁業を営んでいた者であるときは、その許可証の写を添付すること。

五　損失補償に関し「所得額」を証明するための漁獲物の種類、数量及び単価並びに直接生産費の内訳等を記載した資料並びにその他の事項を証明するために必要な参考資料を添付すること。

改正前

（損失補償の申請）

**第二条**　法第三条第一項の規定により損失補償の申請をしようとする者は、補償されるべき損失の内容を説明する参考資料を添附して、損失補償申請書正副各一通を提出しなければならない。

２　［同上］

別記　様式第一号

損失補償申請書

年　月　日

申請者の住所
氏　名　㊞
（名称）

防衛大臣　殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第三条の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一　損失の生じた漁業の種類 | | | |
| 二　操業区域 | | | |
| 三　漁船の操業制限又は禁止を受けた区域及び期間 | 区　域 | | |
| | 期　間 | 年　月　日から<br>年　月　日まで | |
| 四　漁船の操業制限又は禁止を受けた期間における制限又は禁止がなかったならば通常得られたであろう所得額 | | | |
| 五　漁船の操業制限又は禁止を受けた期間中の漁業経営上の所得額 | | | |
| 六　漁船の操業制限又は禁止による漁業所得上の損失額 | | | |
| 七　その他の通常生ずべき損失の種類及びその金額 | | | |
| 八　補償を受けようとする額 | | | |
| 九　その他参考となる事項 | | | |

備考

一　「操業区域」は、従来現実に操業していた区域を記載すること。

二　「所得額」は、粗収入から直接生産費（雇傭労務費を含む。）を差し引いた額とする。

三　「その他の通常生ずべき損失の種類及び金額」は、漁船の操業制限又は禁止に因り雇傭労務者の被った賃金上の損失等がある場合に、これを具体的に記載すること。

四　行政庁の許可に基いて漁業を営んでいた者であるときは、その許可証の写を添付すること。

五　損失補償に関し「所得額」を証明するための漁獲物の種類、数量及び単価並びに直接生産費の内訳等を記載した資料並びにその他の事項を証明するために必要な参考資料を添付すること。